十一　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十七年十一月十五日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　払込期日　平成二十四年十一月十五日

十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十五年十一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十五年十一月十五日から平成二十六年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×2－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.07}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年十一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年五月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×2

㈡　平成二十五年十一月十五日から平成二十六年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十五年五月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十八　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第千四百十三号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

平成二十四年十二月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元		申請社名
4970	振動ローラー	BW213DI－4BVC	車両総質量	15.07 t	コベルコ建機㈱
4971	バックホウ	SK75SRD－3	山積容量	0.28 m³ 平積容量 0.21 m³	コベルコ建機㈱
4972	バックホウ	SK200H－9	山積容量	0.8 m³ 平積容量 0.59 m³	コベルコ建機㈱
4973	バックホウ	55N 3	山積容量	0.18 m³ 平積容量 0.14 m³	IHI建機㈱
4974	バックホウ	312E－MS	山積容量	0.5 m³ 平積容量 0.38 m³	キャタピラージャパン㈱
4975	バックホウ	316EL－MS	山積容量	0.65 m³ 平積容量 0.47 m³	キャタピラージャパン㈱
4976	トラクターショベル	216B 3	山積容量	0.44 m³ 平積容量 0.32 m³	キャタピラージャパン㈱
4977	トラクターショベル	226B 3	山積容量	0.44 m³ 平積容量 0.32 m³	キャタピラージャパン㈱
4978	トラクターショベル	259B 3	山積容量	0.37 m³ 平積容量 0.26 m³	キャタピラージャパン㈱
4979	トラクターショベル	950K	山積容量	3.3 m³ 平積容量 2.9 m³	キャタピラージャパン㈱